

令和8年度
事業計画書

島根県聴覚障害者情報センター

目 次

1 事業運営計画-----	P 1
2 課題解決に向けた取組-----	P 1
(1) 『関係機関及び協力団体との連携の促進』	P 1
(2) 『意思疎通支援者の拡充』	P 2
(3) 『利用者の ICT 利用支援の取り組み』	P 3
(4) 『意思疎通支援者養成講習会の担当講師の確保』	P 3
(5) 『利用者の拡大』	P 3
(6) 『手話の普及・利用拡大』	P 4
(7) 『ICT サポートセンターの普及・利用拡大』	P 4
(8) 『情報支援ボランティアの育成』	P 4

1 事業運営計画

事業の種類及び利用定員				
1 聴覚障害者情報提供施設事業				
2 地域生活支援事業				
運営方針				
1 聴覚障がい者への情報提供施設として、国県の方針により設置されたことから、受託する上記2つの事業を、方針に沿って、効率的、効果的に実施できるよう努める。				
2 コミュニケーション支援の中心となる人材養成に重点を置いて地域生活支援事業に取り組む。また、情報提供施設として、ビデオライブラリー事業、相談事業及び ICT サポートセンター事業が、利用者に信頼され親しみを持って利用してもらえる運営に努める。				
3 市町村が「障害者総合支援法（略称）」の理念実現に向け行う人材養成を支援し、聴覚障がい者への情報支援が県内全域で進むよう連携を図る。				
4 災害や感染症など非常事態への対策に配慮し、用具や対応者など準備を整え、避難所などに滞在する聴覚障がい者にリモートなどを通じて支援できるよう体制を整えていく。				
5 聴覚障がいや合理的配慮などについて、広く理解を広めるため、広報活動を行う。				
6 2030 島根かみあり国スポ・全スポの開催に向けて、情報支援ボランティアを育成する。				
職種別職員配置				
職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
施設長	1			1
事務職員	2	2	3	7
手話通訳員		1		1
相談員		1		1
合計	3	4	3	10

2 課題解決に向けた取組

(1) 『関係機関及び協力団体との連携の促進』

現状と課題	ろうあ者などに行政情報を速やかに伝えるために、県の記者会見への手話通訳者の派遣に協力している。手話や要約筆記による情報が聴覚障がい者や必要とする人に伝わるよう、島根県と連絡を密にすると共に、各市町村や協力団体と連携を深めていく必要がある。
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ろうあ連盟など聴覚障がい者当事者団体主催のイベントについて、協力依頼をうけて準備段階から要請に応じる。（継続） ・県の求めに応じて記者会見及び県主催事業への手話通訳者派遣の協力を続け、手話の認知を協力して広める。（継続） ・要約筆記者養成講師団や筆記者と連携を密にし、「要約筆記事業検討委員会」などの場を通じて、関係団体の意見を取り入れた活動を進める。（継続）

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や社会福祉協議会などに情報提供を続け、当センターの活動を当事者や県民に広く伝えて、利用や支援の輪を広める。(継続) ・意思疎通支援者の健康を守るため、頸肩腕障害検診の必要性を、通訳者がいる市町に県と共同して引き続き告知し、協力を得て検診受診率を向上させる。また、県と共同して適宜検診内容の充実を図る。(継続) ・盲ろう者通訳介助員派遣事業の協力事業所として、関係事業所との意見交換会などに参加し、支援体制の充実と促進に協力する。(継続)
--	--

(2) 『意思疎通支援者の拡充』

(3) 現 状 と 課 題	<p>障害者差別解消法に定める「合理的配慮」の一環で、行政機関の首長等の会見やテレビニュースに手話通訳者が配置され、コマーシャルに字幕がつけられるようになった。また、令和7年6月に手話施策推進法が施行されるなど、意思疎通支援の社会的な認知度が増している。それに伴い意思疎</p>
現 状 と 課 題	<p>通訳者増員に向けた研修や会議等があるため聴覚障害者の情報保障。そのまぐな状況を支援を担情報機器確保重要聴覚障がい者への手話通訳者養成講習要約筆記者養成講習職員受験対策技術習得も含め情報機器会議室を通支援講師組繋強化連携を必要がある。(継続)</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・要約筆記者養成筆記者養成事業では、会議等難手話通訳が行われる場面を設備の貸出を会議や講演会講義の通訳や要約筆記を研修現場講習検討施もて、(継続)に即した能力の向上を図る。(継続) ・要約筆記機器養成事業講者別に般公募と応募者向け次期講習の枠を拡大の条件を(継続)に決め、募集を広報して、より多くの応募者を集め、資格取得に向けた受講利用相談を交付受講修習後資格取(継続)ていない受講者に受験を呼び掛ける。(継続)
	<p>者に受験を呼び掛ける。(継続)</p>

『利用者の ICT 利用支援の取り組み』

(4) 『意思疎通支援者養成講習会の担当講師の技能向上』

現 状 と 課 題	意思疎通支援者講習会が引き続き開催されているが、講師は、要約筆記者養成、手話通訳者養成ともに世代交代を進める必要がある。また、カリキュラムの更新やオンラインでの支援が増加するなど各講習の講師の技量の幅も広げる必要がある。
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・講師のステップアップ研修への参加を呼び掛ける。(継続) ・オンラインでの講師資格取得の講習は、必要に応じてセンターの一室や設備の貸出を行う。(継続) ・現任者への講習会は極力数年の間、全国組織の講師を招聘して実施して、現任者に手話通訳、要約筆記の技量等の全国レベルの状況を認識してもらう。(継続)

(5) 『利用者の拡大』

現 状 と 課 題	この数年、来所数は横ばいの状況が続いている。センターの存在や業務内容を知ってもらい、より認識を広める上で、学校などとの協力も必要になってくる。
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用し、担当者から各種の情報提供を行う。(継続) ・手話や要約筆記、字幕などの情報保障が確保されている講演会や鑑賞会などのイベント情報について、メールマガジン、ファックス通信、LINE、ホームページを活用して発信する。(継続) ・広報紙「あいネット島根」に情報を載せ、提供する。(継続) ・市町村、社会福祉協議会などに養成講習会などの情報を提供する。(継続) ・最新の日常生活用具等をホームページなどで紹介する。(継続) ・小中高あるいは大学などとの連携を検討する。(継続)

(6) 『手話の普及・利用拡大』

現 状 と 課 題	手話が言語と位置づけられ、自治体でも条例化が進む情勢の中、また、令和7年6月に手話施策推進法が施行される中で、当センターにも、これまで以上に手話の関心を高める取り組みが求められている。
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、LINEなどセンターにある情報提供手段を活用し、ケーブルテレビや新聞記事による情報提供の働きかけを行う。(継続) ・手話教室に、ろう講師を派遣し、聴覚障がい者を身近に感じてもらう。(継続) ・学校での開催は、積極的に申込を受け入れて行う。(継続)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の貸出しなどを通じて小中学校での教育に活用してもらう。（継続）
--	---

(7) 『ICT サポートセンターの普及・利用拡大』

<p>現 状 と 課 題</p>	<p>令和 7 年 4 月から新たな事業として、当センター施設内に「ICT サポートセンター」を開設。ICT サポートセンターを活用し、障がいのある方が ICT 機器を使った情報の取得や利用ができるよう、相談体制を充実させる必要がある。</p>
<p>課 題 解 決 に 向 け た 行 動 計 画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と協力し、ホームページ等の情報提供手段を活用して「ICT サポートセンター」の周知を図る。（継続） ・ ICT 機器の利用にかかる ICT 専門事務員、パソコン講師等を指導者として、パソコンボランティアの育成を行い、当事者からの相談に充分対応できる体制を整える。（新規） ・ パソコン教室等を開催し、当事者の知識や技術を高めることにより、ICT 機器の利用拡大を図る。（継続）

(8) 『情報支援ボランティアの育成』

<p>現 状 と 課 題</p>	<p>2030 島根かみあり国スポ・全スポにおいて、聴覚障害者への情報保障を図ると共に、すべての人にわかりやすい情報保障を行うため、情報支援ボランティアを養成する必要がある。</p>
<p>課 題 解 決 に 向 け た 行 動 計 画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全スポ先催県への視察やヒアリングを行い、先催県の事前の育成状況、育成方法や実際の開催時の情報保障の状況等を把握する。（継続） ・ 県と協力し、年度ごとに育成に向けて実施すべき事項をスケジュール化し、そのスケジュールに従って育成事業を実施する。（継続） ・ 年度ごとに事業における県との役割分担を話し合い、それぞれがその役割に従って行動する。（継続） ・ 県と協力し、市町村及び関係団体への働きかけを行い、それぞれの分野で事業への協力を得る。（継続）